



平成 29 年 3 月 27 日

各位

〔会社名〕 極東貿易株式会社
〔代表者名〕 代表取締役社長 三戸 純一
(コード番号 8093 ・ 東証第一部)
〔問合せ先〕 取締役執行役員
管理企画グループ長 苫米地 信輝
(TEL. 03-3244-3592)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行する方針を決議いたしました。これに伴い、平成 29 年 6 月 21 日開催予定の当社第 97 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員の変動に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 本日付「監査等委員会設置会社への移行および役員の変動に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規程の新設ならびに監査役および監査役会に関する規程の削除等を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的と

して、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 28 条第 2 項を変更案第 29 条第 2 項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 29 年 6 月 21 日（水）

定款変更の効力発生日（予定） 平成 29 年 6 月 21 日（水）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (条文省略) 当社は、本店を東京都千代田区 に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の 機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会決議による自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の 機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>

<p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第20条 ① <u>当会社の取締役は10名以内とし、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第20条 ① <u>当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名</u></p>
--	--

② 前項の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

③ 取締役の選任は、累積投票によらない。

(任 期)

第21条 ① 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。

(新設)

(新設)

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会はその決議によって社長を選定し、会長を1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

以内とする。

③ 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任し、選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

④ (現行どおり)

(任 期)

第21条 ① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から社長を選定し、会長を1名、副会長および副社長若干名を選定す

<p>(分 掌)</p> <p>第24条 ① 社長は、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統轄する。</p> <p>② 副社長、<u>専務取締役および常務取締役</u>は、社長を補佐し、会社の日常業務を処理する。社長に差支えがあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、副社長、専務取締役および常務取締役</u>がその職務を代行する。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 ① 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締</p>	<p>ることができる。</p> <p>(分 掌)</p> <p>第24条 ① (現行どおり)</p> <p>② 副社長は、社長を補佐し、会社の日常業務を処理する。社長に差支えがあるときは、副社長がその職務を代行する。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第28条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 ① (現行どおり)</p>
---	---

役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、6百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数および選任)

第29条 ① 当社の監査役は4名以内とし、株主総会においてこれを選任する。

② 前項の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

(任期)

第30条 ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮すること

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、6百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

<p><u>ができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第34条 ① 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、6百万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額</u> <u>のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤監査等委員の選定)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議により、常勤監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p>

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 ① 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。
② 前項の金銭には利息はつけないものとする。

(新設)

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第34条～36条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第97回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以上